

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の旅費に関する規程

平成18年 4月 1日
規程第 35 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の業務のために旅行する本学の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対して支給する旅費に関する基本的な事項を定め、もって、業務の円滑な運営に資するとともに旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内旅行 全ての目的地が大分県の区域内にある旅行をいう。
- (2) 県外旅行 県内旅行以外の旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時本学を離れて旅行し、又は職員以外の者が本学の業務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何々地」という場合は、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）をいう。ただし、「在勤地」という場合は本学から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合は、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族

3 職員が、前項第1号の規定に該当する場合において、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒解雇の処分を受け、又はこれに準じる事由により退職等となった場合は、同項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員に採用を予定されている者が、呼出に応じ出頭した場合は、その者に対し、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、本学の依頼又は要求に応じ業務の遂行を補助するため証人、鑑定

人、参考人、通訳等として旅行した場合は、その者に対し、旅費を支給する。

- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、規程に特別の定めがある場合その他本学の経費を支弁して旅行させる必要がある場合は、旅費を支給する。
- 7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。以下同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他本人に帰すべきでないと理事長が認める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失したときは、その喪失した旅費額をその範囲内で旅費として支給することができる。
- 9 前項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、その額は現に喪失した旅費で証明できる額を超えることはできない。
 - （1）現に所持している旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下同じ。）の全部を喪失した場合は、その喪失した時以後の旅行を完了するため、条例の規定により支給することができる額
 - （2）現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合は、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額（切符類については購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差引いた額

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行、旅行命令

（2）前条第4項又は第5項の規定に該当する旅行、旅行依頼

- 2 旅行命令等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって、業務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り発するものとする。
- 3 既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合又は第5条第1項若しくは第2項の規定によって旅行者の申請があった場合で、前項の規定に該当する場合は、これを変更することがある。
- 4 旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に記載して通知するものとする。
- 5 旅行命令を受けて旅行した職員は、用務のてん末について旅行命令権者に報告しなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項、様式及び取扱いは理事長が別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等に従って旅行することができない場合に、あらかじめ旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者は、前2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合は、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

- 4 旅行者が第1項及び第2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
- 3 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合は、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における宿泊料及び旅行雑費は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合は、その超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合は、その超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において、宿泊料又は旅行雑費（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合は、額の多い方の定額による宿泊料又は旅行雑費を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合は、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（路程の計算）

第13条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- （1）鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- （2）水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
- （3）陸路 郵政事業庁の調に係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合は、同項の規定にかかわらず地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。

3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合は、郵便線路図に掲げる各市町村（都については特別区の存する地域）内における郵便局で当該旅行の出発又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合、県内旅行においては、原則として大分県管内料程表（昭和25年大分県制定。昭和59年改訂）に基づき算出するものとする。

5 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合は、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場、又は飛行場をも起点とすることができる。

6 前3項の規定により陸路の計算をし難い場合は、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

（旅費の請求手続）

第14条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な添付書類を添えて提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることはできない。

2 前項の規定に基づき、旅費を請求しようとする場合は、旅費請求書により請求するものとする。

3 前項に掲げる請求書のほか、理事長が別に認める旅費請求書により請求することができるものとする。

4 第1項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）赴任に伴う旅費を請求する場合は、赴任・単身赴任・扶養親族・居住証明書、住民票又は転居の事実を証明する書類及びその他必要とする書類
- （2）第23条第3項の規定により扶養親族の移転の期間を延長した場合は、その期間延長を承認されたことを証明する書類

- (3) 遺族が第29条第1項又は第3項に規定する旅費を請求する場合は、職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類
- (4) 鉄道賃、船賃、車賃又は宿泊料（以下「鉄道賃等」という。）の実費相当額を請求する場合は、当該鉄道賃等の実費額を証明する書類
- 5 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、この規則で規定されている特別の措置をなした場合（第17条に規定するものを除く。）には、前項に規定する請求書の備考欄にその旨を記載しなければならない。
- 6 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。その場合、概算払で支給を受けた金額の方が精算した金額より多いときは、直ちに返納しなければならない。

（採用予定者の旅費）

第15条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旅費とする。

（鉄道賃）

第16条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、特別急行料金、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合 2等の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合 その乗車に要する運賃
 - (3) 特別急行料金又は急行料金（以下「特別急行料金等」という。）を徴する線路による旅行の場合 前2号に規定する運賃のほか、次に規定する特別急行料金等
 - イ 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合 同号の規定による運賃の等級と同一等級の特別急行料金等
 - ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合 その乗車に要する特別急行料金等
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合 第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する特別急行料金等のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する特別急行料金等及び同項第4号に規定する座席指定料金は、片道50キロメートル以上の鉄道旅行で業務上特に必要があると旅行命令権者が認めたものに限り支給する。

（船賃）

第17条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合 中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合 上級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合 その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合 前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合 前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号及び第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第19条 車賃の額は、1キロメートルにつき25円又は実費額とする。

- 2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車(理事長が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。以下同じ。)を使用した旅行(以下「自家用車による旅行」という。)をする場合は、前項の規定にかかわらず、当該自家用車を使用した全路程を通算して車賃を支給する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合は、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車に同乗して旅行する場合は、車賃は支給しない。
- 4 車賃の計算をする際に用いる路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 用務等により宿泊施設の選択が困難なため規定の額を上回る場合 実際に要した額
- (2) 施設の利用料金の一部又は全部を本学又は他の団体等が支出した場合 実際に要した額

- 2 職員の自宅又は配偶者宅に宿泊した場合は、宿泊料は支給しない。
- 3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸した場合に限り支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(旅行雑費)

第22条 旅行雑費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 県内旅行で、一般乗合用バス、鉄道、航空機及び船舶(以下「公共交通機関」という。)を利用しない場合 1日につき300円
- (2) 県内旅行で公共交通機関を利用する場合 1日につき300円
- (3) 県外旅行で公共交通機関を利用しない場合 1日につき300円
- (4) 県外旅行で公共交通機関を利用する場合 1日につき900円

- 2 前項において、1日に2回以上旅行した場合であっても、1日に支給する額は、前項各号の定額を限度とする。ただし、定額の異なる旅行を行った場合は、そのうち最も高額な定額とする。

- 3 第1項第4号の県外旅行で、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、次の各号のいずれかに該当すると旅行命令権者が認めるものの出発又は帰着当日の旅行雑費の額は、前項第4号の規定にかかわらず、当該各号に規定する額による。

- (1) 午前7時以前に出発する場合 前項第4号に規定する旅行雑費の定額に1,200円を加算した額
- (2) 午後8時以後に帰着する場合 前項第4号に規定する旅行雑費の定額に1,200円を加算した額
- (3) 旅行が1日限りで、前2号のいずれにも該当する場合 前項第4号に規定する旅行雑費の定額に2,400円を加算した額

(移転料)

第23条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合 旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額
 - (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合 前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合 前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
 - 3 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。
 - 4 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じて計算した移転料の額による。
 - 5 新たに採用された職員又は転任を命じられた職員で、採用の日又は転任を命じられた日から3か月以内に新在勤地又は新在勤地以外の地に住居を移転しない者には、移転料及び第24条に規定する着後手当を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に住居を移転し難いことについてあらかじめ承認を得たものにあつてはこの限りでない。
 - 6 前項の規定により移転料及び着後手当を支給しない者には、扶養親族移転料は支給しない。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分及び第22条第1項第2号又は第4号に規定する旅行雑費の定額の5日分に相当する額を限度として、赴任に伴い新たな在勤地に到着後、有料宿泊施設に現に宿泊した夜数に乗じた額による。

- 2 職員は、着後手当を請求する場合は、領収証等有料宿泊施設に宿泊したことを証する書類を添付しなければならない。

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合 赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い次に掲げる額の合計額とする。ただし、着後手当の額は、赴任した職員の着後手当の計算によるものとし、宿泊料及び食卓料、航空運賃については、所要額を証明する書類を添付するものとする。
 - イ 12歳以上の者 その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料、旅行雑費及び着後手当の3分の2に相当する額
 - ロ 12歳未満6歳以上の者 イに規定する額の2分の1に相当する額
 - ハ 6歳未満の者 その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料、旅行雑費及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者1人ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当

する場合は、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前項の規定に準じて計算した額、ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合は、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

（３）第１号イからハまでの規定により宿泊料、食卓料、旅行雑費及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- ２ 職員が赴任を命じられた日に胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。

（在勤地内の旅行の旅費）

第２６条 在勤地内の旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額の旅費を支給する。

- （１）鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合 当該実費額の鉄道賃、船賃又は車賃
- （２）業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 別表第１の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料
- （３）次条第２号に相当する場合 同号に規定する額の移転料

- ２ 自家用車による旅行において、前項第１号の規定を適用する場合は、第１９条第２項及び第４項の規定に準じて算定した路程に応じた車賃の額を実費額の車賃とみなす。

（県外の同一地域内旅行の旅費）

第２７条 県外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に掲げる旅費を支給する。

- （１）業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行において支給される旅行雑費の定額に相当する額を超える場合 その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- （２）赴任を命じられた職員が、職員のための本学の宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命じられ、住所又は居所を移転した場合 別表第２の鉄道５０キロメートル未満の場合の移転料定額の３分の１に相当する額（扶養親族を随伴しない場合は、その２分の１に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- ２ 職員が在勤地以外の地域に旅行し、業務上の必要により翌日にわたり引き続き５時間以上その職務に従事した場合は、宿泊施設に宿泊しなかったときでも、宿泊料の２分の１に相当する額を支給することができる。

（退職等の旅費）

第２８条 第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- （１）職員が出張中に退職等となった場合は、次に掲げる旅費

- イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の送達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

- ロ 退職等を知った日の翌日から３か月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合は、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中死亡した場合 死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合 赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合は年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において同号中「赴任を命じられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第30条 職員が外国を旅行した場合の旅費については、国家公務員の例による。

(旅費の調整)

第31条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合は、不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 前項のほか、予算上その他特別に必要な場合は、その全部又は一部を減額して支給することができる。

3 旅行者がこの規程又は旅費に関する他の取扱いの規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難であると理事長が認める場合は、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第20、21、23、24、26、27条関係）

1 宿泊料及び食卓料

宿泊料（一夜）		食卓料 （一夜）
甲地域	乙地域	
12,000円	10,800円	2,400円

備考

- （1）宿泊料の欄中、甲地域とは、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都特別区、神奈川県横浜市・川崎市・相模原市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市・堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市及び福岡県福岡市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「支給規程」という。）で定める地域その他これに準ずる地域で支給規程で定めるものとし、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。
- （2）職員以外の者は、原則として上記のとおりとし、これにより難しい時は、理事長が別に定める。
- （3）宿泊料の調整に当たって、宿泊代相当額に食事代が含まれていない場合は、朝食代1,000円、夕食代2,000円として算定する。

2 移転料

（単位：鉄道距離）

50キロメートル未満	50キロメートル以上 100キロメートル未満	100キロメートル以上 300キロメートル未満	300キロメートル以上 500キロメートル未満	500キロメートル以上 1000キロメートル未満	1000キロメートル以上 1500キロメートル未満	1500キロメートル以上 2000キロメートル未満	2000キロメートル以上
円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもつて鉄道1kmとみなす。

